

# 資産家への相続事後の コンサルティング

## —世代を超えた財産保全(運用)の意義—



生前、入念に相続事前対策をされた顧客が天寿を全うした。言うならば、対策自体は事後(死後)に発動されるのだが、その過程で予想もしなかつたいくつかの局面を迎えることになった。今回の事例では、①保険金クイック支払と支払事由精査の意義(本文Step1・4)、②定期金の権利の効果実績例(同Step5)、③社会保険事務所の遺族年金裁定の実態(同Step7)、④世代を超えた再運用策(同Step8)あたりにご着目いただきたい。

\*社名、人名(敬称略)など固有名詞については匿名となっています。

### 1. 鈴木伊知郎の逝去

「桃子、浩樹、知美、和樹、恵美、今までありがとうございます。私生き後も家族仲良く力を合わせて平和に暮らしてください。子どもたちは母さんに苦労をかけないようによく面倒を見てあげてください。いつまでも皆を見守っています」

公正証書遺言書を開封し、相続人全員の前でその内容が開示された。遺言書の最後の言葉に、それまで気丈に振る舞っていた末子の恵美は涙をこらえることができなかった。

平成21年1月某日、鈴木伊知郎(享年83歳)が2ヶ月の入院生活を経て、人生にピリオドを打った。100年以上続く建築内外装関係の会社を堅実に経営し、その人柄と面倒見の良さから多くの配下・知人・友人に慕われ、そして4人の子どもと6人の孫にも恵まれ、良き妻桃子との老後生活は平穏無事なものであったに違いない。

筆者と伊知郎会長との出会いは7年前、筆者が商工会議所主催セミナー「相続・事業承継事前対策」の講師を務めた際、ご夫妻で参加された時にさかのぼる。伊知郎は金融資産・不動産・生命保険等で資産を形成していたが、相続へ漠然たる不安を抱いており、それを解消したいとの希望から弊社コンサルティングを受けていた。

### 2. 生前に行ったコンサルティング内容

伊知郎の存命中に行ったコンサルティングは次のようなものである(会計士や司法書士との共同作業)。

#### ①伊知郎会長の勇退への道筋

代表権を保持していた伊知郎の経営権を、後継者に完全

委譲すべく、退職金支払→株価下げ→低額譲渡による移転、並びに連帯保証債務の付け替え、議事録整備等を行った。

#### ②各相続人の分割対象財産の決定と

##### 公正証書遺言書の作成

どの子どもにどの財産を最終的に残してゆくかを決定し、遺言書を公正証書として登記した。

#### ③生命保険のブラッシュアップ

3大疾病・医療の充実と、短期平準定期保険→終身保険へウエイトを変更。さらには二次相続を考慮して妻桃子の終身保険の厚みを強化した。

#### ④金融資産整理と財産評価減

元本割れリスクのある投資信託(高齢の夫妻はリスクを認識しないで取引銀行に言われるまま契約しているケースが多い)の解約→定期金(元本保証・遺族年金目的)へ入れ替えた。

### 3. 事後コンサルティングの内容

伊知郎逝去の連絡を受け、下記具体策を急ぎ実施した(本稿の締切の都合上、死亡後4ヶ月までの実施事項のみ掲げているが、案件自体は現在も進行中である)。

#### Step1>保険会社への保険金クイック支払手続き

某カタカナ生保には、500万円までの保険金は死亡証明書と保険金支払申出書のFaxだけでも翌々営業日(300万円までなら即日)に支払可能な制度があり、これをもって葬儀準備資金等緊急資金ニーズを満たした。本来ならば、①死亡証明書、②印鑑証明書、③死亡記載のある住民票(除票)、④保険金請求書への署名・実印捺印等、その準備だけ

でも時間を要する点からも本制度の有効性は評価された。

#### <Step2>預金にロックがかかる前に、 今後発生する費用を見越して資金移動

上記資金ニーズと同じであるが、伊知郎は都内の大寺院の檀家総代をやっていた関係上、葬儀関連費用だけでも千万円単位になることが予想され、資金の必要度合いと規模の大きさを再認識させられた。一般的には、預金名義者が死亡すると、預金口座は遺産分割協議書が締結されるまで凍結されるが、各行毎にその発動に時間差がある。今回も4~5日程のタイムラグがあり、その間に必要資金を故人口座から桃子の口座へ移した。もちろん、会計事務所の指導の下、伊知郎名義の相続財産であるとの証拠を残す意味で、口座間振込みをしたことは言うまでもない。

#### <Step3>会計事務所並びに司法書士事務所との連携

会計事務所に対しては、所得税準確定申告(4ヶ月以内)、相続税申告(10ヶ月以内)に向けた要チェック項目と必要書類(図表1参照)の確認と遺産分割に資するために相続税額のラフ試算を依頼した。併せて公正証書遺言書を作成してもらった司法書士に、開封の準備を依頼した。

#### <Step4>死亡経緯の聴取、並びに 保険金・給付金請求書類の受領

伊知郎の直接死因はMRSA感染症となっていた。数年前に心筋梗塞で倒れて以降、入退院を繰り返していたが、最後の大学病院へ転院する前の個人病院においてブドウ球

図表2 定期金の運用実績

		①一時払 保険料	年金期間	②遺族年金 総受給額	③稼得利益 (②-①)	④% (③÷①)	⑤相続税評価額 (②×40%)	⑥差額 (②-⑤)	⑦相続税軽減効果 (⑥×11%)	⑧効果 (③+⑦)
知美	一時払 ドル建て 年金	ドルベース	US\$130,000	US\$198,740	US\$68,740	53%	US\$79,496	US\$119,244	US\$13,117	US\$81,857
		円換算	¥15,116,400	¥18,880,300	注1 ¥3,763,900	25%	¥7,552,120	¥11,328,180	¥1,246,100	¥5,010,000
			購入時ドル レート¥116	相続時ドル レート¥95						
	一時払 変額年金	—	¥15,000,000	¥17,124,660	注2 ¥2,124,660	14%	¥6,849,864	¥10,274,796	¥1,130,228	¥3,254,888
恵美	一時払 ドル建て 年金	ドルベース	US\$130,000	US\$198,740	US\$68,740	53%	US\$79,496	US\$119,244	US\$13,117	US\$81,857
		円換算	¥15,116,400	¥18,880,300	注1 ¥3,763,900	25%	¥7,552,120	¥11,328,180	¥1,246,100	¥5,010,000
			購入時ドル レート¥116	相続時ドル レート¥95						
	一時払 変額年金	—	¥15,000,000	¥17,124,660	注2 ¥2,124,660	14%	¥6,849,864	¥10,274,796	¥1,130,228	¥3,254,888

注1:相続時の為替レート 1(US)ドル=95円が今後20年間変わらないとした場合の円換算額。年金原資額は153,805ドル(14,611,475円)である。

注2:相続時の積立金は7,585,475円、死亡保険金が最低保証1,500万円→チャート機能により1,649万円→20年確定年金にて856,233円×20年=17,124,660円

菌感染(大学病院にて確認)が疑われた。その入院時の診断書を取り付け、各保険会社へ死亡保険金、入院・手術給付金請求をしたところ、保険会社1社から「骨髄異形成症候群の表記があり、がん入院・死亡の可能性があるので詳細なる医療証明書を取ってほしい」との指摘があって、急速、両方の病院に医療証明書の発行を再度依頼した。

その結果、個人病院は悪性新生物と証明せず、大学病院は白血病の前段階にて悪性かつ輸血治療を施したと見解が分かれたが、最終的には保険会社の判断で、がんによる入院給付金・死亡保険金の支払いと相成った。

図表1 相続申告に向けた必要資料

1	所有不動産の固定資産税の評価明細(名寄せ)・公図・登記簿謄本
2	相続人全員の戸籍謄本2部
3	相続人全員の住民票2部
4	相続人全員の印鑑証明書2部
5	被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本2部
6	被相続人の除籍謄本2部
7	被相続人の戸籍の附表2部
8	被相続人の住民票除票2部
9	固定資産税・住民税・事業税の納付書
10	金融機関の残高証明書
11	未収利息額計算書
12	有価証券(上場株式・出資金等)の銘柄・数量
13	自社株式評価
14	葬儀費用の領収書・メモ等明細(初七日・香典返しを除く)
15	未払税金の確定
16	借入金返済予定表・未払金(死亡後に支払った医療費等)有無
17	電話加入権
18	死亡後に受け取った年金等の明細
19	長期積立傷害保険等の解約返戻金
20	受取生命保険金額
21	生命保険契約に関する権利の評価(解約返戻金)
22	貸付金・未収金有無
23	死亡前3年以内の相続人への贈与の有無(贈与税申告控除)
24	庭園設備の有無
25	書画骨董の有無
26	死亡時の手元現金額
27	所有車両の明細
28	法人税申告書・決算書・地方税・消費税申告書(3期分)
29	法人契約の生命保険・損害保険証書
30	準確定申告する際の資料
31	被相続人の確定申告書の控え